

# 離婚後も婚姻中の氏を名乗る届

(離婚日から3ヶ月以内ならば提出することができます。)

## 記入例 ●離婚届と同時に提出する場合。

※注意※ この届出を提出された後に、旧姓(婚姻前の氏)に変更する場合は、家庭裁判所の許可を得ての『氏の変更届』になります。

実際に提出する日をご記入ください。

離婚の際に称していた氏を称する届  
(戸籍法77条の2の届)  
令和 年 月 日届出

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
第 号	第 号				
長印					
第 号	第 号				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附票	住民票	通知

この部分は記入しないでください。

婚姻中の氏名。

東京都江東区長 殿

婚姻中の本籍と筆頭者の氏名。

変更前も変更後も同じになります。

提出日です。  
(裁判離婚の場合は成立【確定】日です。)

今までの戸籍から抜けて、一人だけの新戸籍を作りますので、その表示を決めてご記入ください。  
～例えば～  
江東区の住所(住民登録地)と同じにする場合は、『番』までの表記となるので、『東京都江東区東陽四丁目11番』と記入します。

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	江東 花子	平成3年 3月 3日 生
(2)	住 所 (住民登録をして)いるところ	東京都江東区東陽4丁目 11番地	番地 28-101号
(3)	本 籍	東京都江東区東陽四丁目11番	番地
(4)	(よみかた)氏	江東	変更後(離婚の際称していた氏) 江東
(5)	離婚年月日	令和3年 9月 1日	
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	東京都江東区東陽四丁目5番	番地
(7)	その他		
(8)	届出人署名 (※押印は任意) (変更前の氏名) 生 年 月 日	江東 花子 印	

連絡先	電話 090 (3647) 9111
	自宅・勤務先 [ 携帯 ]

(1)欄と同じ氏名を自署してください。

昼間連絡の取れる電話番号をご記入ください。